

仕 様 書

1 業務の名称

令和4年度新型コロナウイルスに係る検体搬送業務2

2 業務の概要

新型コロナウイルス感染症に係る検体について、自動車を使用し、検体の集荷が必要となった札幌市内の医療機関等（札幌市保健所を含む）において集荷を行い、検査機関等（札幌市保健所及び札幌市衛生研究所を含む）に搬送する。

3 契約期間

令和4年12月1日（木）から令和5年3月31日（金）まで

4 業務内容

(1) 業務の流れ

ア 本市は、集荷の有無及び検体の集荷が必要となった医療機関等について、概ね下記①及び②の時刻までに、受託者あてに電子メール等で、集荷する医療機関名、検体の種類、種別及び数量等の情報を送付し、受託者は、当日午後及び翌日午前に集荷を行う。なお、「当日」とは、集荷が必要な医療機関等から本市が連絡を受けた日とする。

①13時15分：当日午後に集荷

②17時00分：翌日午前に集荷

イ 受託者は、搬送に必要な自動車の台数、搬送担当者の氏名及び連絡先及び集荷する医療機関等について本市に電子メール等で連絡を行い、自動車を使用し医療機関等に集荷に行く。なお、集荷中に別途、集荷を行う医療機関等を追加する必要がある場合は、本市から受託者に対し直接電話連絡等を行う。

ウ 各搬送担当者は、ジッパー付きビニール袋（二次容器）の表面に、黒または青の油性フェルトペン等で回収を行う医療機関等の名称を記載する。医療機関等に到着したのち、二次容器を渡し、医療機関の従事者等にスピッツ管等（一次容器）を二次容器に入れ、密封してもらったうえで回収する。検体に記載された患者名等を確認して、凍結した保冷剤を入れたクーラーボックス（三次容器）に二次容器を入れる。

エ 各搬送担当者は、「収受簿兼運転日報」（様式1）に、医療機関等の名称、到着時刻、検体数等を記入し、医療機関等の担当者から署名又は押印をもらう。また、「検体回収記録表」（様式2）に、医療機関等名、患者名、検体の種類等を記入する。検体数の増減があった場合は、その都度、本市に電話連絡する。

オ 各搬送担当者は、札幌市の担当者に電話連絡し、検体搬送が終了した旨を報告し、「収受簿兼運転日報」に終了時刻を記入する。

カ 各搬送担当者は、搬送ルート表の記載に従い集荷した検体を、検査機関等に搬送する。札幌市の担当者に、集荷した検体と「検体回収記録表」を渡す。

（検査機関等への到着の目安 午前便：11時、午後便：16時）

(2) 予定依頼台数

曜日ごとに依頼を予定している台数は、午後便及び午前便のいずれも各一台とする

(3) 本市が用意する物品

ア クーラーボックス（貸与）

イ 保冷剤（消耗品）

ウ ジッパー付きビニール袋（消耗品）

(4) 受託者が用意する物品

消毒用エタノール、使い捨て手袋、マスク及びその他搬送に必要な物品

(5) その他

集荷が必要な医療機関等が決定していない場合など、札幌市保健所での待機を指示する場合がある。

5 契約金額等

(1) 検体搬送に係る1時間当たりの料金について単価契約を締結し、受託者は月単位で本市に請求する。

(2) 検体搬送に要した時間は、「収受簿兼運転日報」（様式1）で、以下のとおり計算する。

ア 「最初の医療機関等に到着した時刻」と「検査機関等への検体搬入を終了した時刻」の間の時間を計算する。（1分以上5分以内は5分間とみなし、5分を一単位とする。）

イ 出発地から最初の医療機関等までの所要時間を30分間とみなす。

ウ 検査機関等から出発地までの所要時間を30分間とみなす。

エ ア、イ及びウを合計する。

(3) 毎月の検体搬送に係る合計時間は、「月間集計表」（様式3）で集計する。

(4) 請求の際は、単価に当該月の検体搬送に係る合計時間を乗じ、消費税及び地方消費税を加算する。（1円未満は切り捨て）

6 毎月の提出物

(1)（様式1）収受簿兼運転日報

(2)（様式2）検体回収記録表

(3)（様式3）月間集計表

(4)（様式4）完了届

7 受託条件

(1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条または第35条による許可を国土交通大臣から受けていること、または同法第36条による届出を同大臣へ行っていること。

(2) 検体を搬送する際は他の配達物とともに搬送しないこと。また、感染対策に万全を期すとともに、交通法規等を遵守して運搬すること。

(3) 本市が、受託者の搬送方法が安全上適切でないと判断し、運搬方法の変更を求めた

場合に適切な方法で対応できること。

- (4) 受託業務を円滑に遂行するために、業務責任者を選任すること。業務責任者は、本市と搬送担当者間の業務に係る連絡調整にあたること。
- (5) 労働争議その他の事情により受託業務の遂行が困難とならないよう、あらかじめ体制を整えておくこと。
- (6) 人身、対物および車両等の事故が生じた場合、関係法令に基づいた措置を速やかに講じ、その状況を本市に至急報告すること。

8 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の実施により知り得た情報を、他に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、「個人情報取扱注意事項」に基づき、個人情報の保護に努めること。
- (3) 受託者は、関係法令を順守し、誠実に業務を遂行すること。
- (4) 本業務の履行においては、本市が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (5) 本業務により生じた一切の費用及び損害等への補償は、受託者が負担すること。
- (6) 本仕様書について疑義を生じた場合は、全て本市の解釈によるものとし、仕様書に明示されていない細部については、本市の承認を得なければならない。
- (7) 業務内容等に著しい変更が生じ、新型コロナウイルスに係る検体を搬送する必要がなくなった場合等は、受託者と本市が協議の上、仕様の変更、契約期間の短縮等を行うことができるものとする。

9 担当者

札幌市保健福祉局医療対策室業務調整課検査検体担当係

- (1) 業務内容に関すること 担当：佐々木 電話：011-676-3285
- (2) 契約内容に関すること 担当：堂前 電話：011-633-0723

個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。